

船橋市野球協会少年学童部・大会規程

第 1 条（目的）

この規程は、船橋市野球協会少年学童部（以下、「当部」という）の主催する公式大会について、その運営、競技等に関する事項を定め、大会の円滑化を図り、もって正しい少年野球の普及発展に寄与することを目的とする。

第 2 条（公式大会）

当部の主催する公式大会は次のとおりとする。

- (1) 船橋市春季市民野球大会少年学童の部（春季大会）
- (2) 船橋市少年学童野球選手権大会（夏季大会）
- (3) 船橋市秋季市民野球大会少年学童の部（秋季大会）
- (4) 船橋市少年学童野球新人大会（新人大会）
- (5) 船橋市少年学童野球低学年大会（低学年大会）
- (6) その他当部で定めた大会

第 3 条（参加資格）

公式大会の参加資格は次のとおりとする。

- (1) 春季大会
 - イ 春季大会は A リーグ及び B リーグに区分する。
A リーグの参加資格は 6 年生を含む学童で編成されたチームとし、B リーグは 5 年生以下の学童で編成されたチームとする。
 - ロ 1 クラブの参加申込は何チームでも可。
但し、各リーグ 2 チーム以上申し込む場合は、それぞれのチームに最上級生（A リーグ 6 年生・B リーグ 5 年生）の選手登録が半数以上ある場合に限る。
- (2) 夏季大会
夏季大会は 1 クラブ 1 チームの参加とし、チーム編成の学年齢制限はないものとする。
- (3) 秋季大会
秋季大会は 1 クラブ 1 チームの参加とし、チーム編成の学年齢制限はないものとする。
- (4) 新人大会
新人大会の参加資格は 5 年生以下の学童で編成されたチームとする
1 クラブの参加申込は何チームでも可。
但し、1 クラブ 2 チーム以上申し込む場合は、それぞれのチームに 5 年生の選手登録が半数以上ある場合に限る。
- (5) 低学年大会
低学年大会の参加資格は 4 年生以下の学童で編成されたチームとする。
1 クラブの参加申込は何チームでも可。
但し、1 クラブ 2 チーム以上申し込む場合は、それぞれのチームに 4 年生の選手登録が半数以上ある場合に限る。
- (6) 連合チームの条件
公式大会において連合チームの出場を認める。連合チームの条件は、千葉県少年野球大会特別規則に準じる。
なお、同規則に合致しない場合でも単独出場が困難な場合は救済処置として連合チームとしての出場を認める。この場合、部員数や学年構成を明らかにしたうえで大会参加申込前に大会実行委員長の承認を得るものとする。
ただし、千葉県少年野球大会等の上位大会への派遣は行わない。

第 4 条（大会実行委員会）

大会実行委員会とは次のとおりとする。

- (1) 公式大会は常任理事及び大会毎に理事長が指名委嘱した委員をもって構成される大会実行委員会がその運営にあたるものとする。
- (2) 理事長は大会の都度その大会実行委員長となり、大会実行委員会を統括する。

第 5 条（参加申込）

公式大会に参加する場合の申込は次のとおりとする。

1. 公式大会の参加申込は、登録選手名簿（3 通）に大会参加費を添え、申込締切り期日までに所属支部長を経由して大会実行委員会へ提出してこれをなすものとする。
2. 申込締切り期日経過後の参加申込は受付けない。

第 6 条 (選手登録)

選手登録は次のとおりとする。

- (1) 公式大会には登録された選手以外は出場できない。
- (2) 参加申込 1 チームの登録選手は 9 名以上 25 名以内とする。
- (3) 選手登録と同時に代表者、監督及びコーチ (2 名以内) を届け出るものとする。
県大会では監督及びコーチは認定指導者有資格者及びハラスメント講習受講者でなければならないが、当部の公式大会では、認定指導者有資格者及びハラスメント講習受講者 (同一人物) が 1 名以上含まれていれば良いこととする。
- (4) 登録内容に変更が生じた場合は、その都度大会実行委員会に申し出、その承認を受けなければならない。但し、選手登録の変更は基本的には認めないものとする。

第 7 条 (代表・監督会議)

代表・監督会議は次のとおりとする。

- (1) 公式大会前に代表・監督会議を開催する。
- (2) 代表・監督会議は大会実行委員長 (理事長) が招集し、その議長となる。
- (3) 参加申込チームは、必ず代表・監督会議に出席しなければならない。出席しないチームは原則として棄権とみなす。
- (4) 代表・監督会議において説明又は取り決められた事項は、チーム全員に必ず徹底させなければならない。

第 8 条 (組合せ抽選及び日程)

組合せ抽選及び日程は次のとおりとする。

- (1) 公式大会の組合せ抽選は、代表・監督会議において行う。
- (2) 抽選結果はこれを変更することができない。但し、学校行事により日程上差し支えのあるチームは大会実行委員会に申し出、その承認を得て変更されることがある。

第 9 条 (大会開催日)

大会開催日は、日曜・祝日とする。但し、日程の都合上、土曜日に開催することがある。

第 10 条 (開会式、閉会式)

開会式、閉会式は次のとおりとする。

- (1) 公式大会毎に開会式及び閉会式を行う。
- (2) 開会式は参加登録選手全員が出席しなければならない。正当な理由なく出席しないチームは原則として当該大会を棄権したものとみなす。
- (3) 閉会式は当該大会上位 4 チーム (表彰対象チーム) が出席しなければならない。
- (4) 開会式及び閉会式における服装は正規の服装 (チームユニホーム) とし、チーム毎に規定のプラカードを持参すること。

第 11 条 (競技運営に関する注意事項)

公式大会における競技運営については次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会実行委員会は会場内に大会本部を設置する。
- (2) 出場チームは試合開始予定時間の 1 時間前迄に会場に到着すること。
- (3) 会場到着時及び退出時には大会本部にて受付を行い、指示を受けること。
- (4) メンバー表 (規定用紙 5 通) の提出は、第 1 試合は試合開始予定時刻 30 分前、第 2 試合以降は試合開始予定時刻の 40 分前までに提出し、登録選手と照合を受けること。
その際、攻守の決定を行う。攻守の決定方法はジャンケンとし、勝ったチームに先攻・後攻の優先的選択権を与える。
- (5) ベンチは組合せ抽選番号の若いチームを一塁側とする。
- (6) シートノックは 5 分間とする。但し、大会運営上、時間を短縮し、又はシートノックなしで試合を開始することがある。
- (7) 球場内では、安全確保最優先の観点からバットの使用を下記の通り制限する。
1. フリーバッティング、2. 外野でのノック、3. トスバッティング、4. バントは認めない。
但し第一試合のグラウンド入りから管理下前までは 2. 3. 4. のみ実施可能とする。
【試合運営特別ルール参照】
- (8) ネクストバッターサークルでの素振りは事故防止の観点から全面禁止とする。

- (9) 試合中、ダッグアウト（ベンチ）の中に入れる人員は代表者1名、スコアラー1名、介護員2名又は1名の他、登録された監督・コーチ・選手のみに制限する。
なお、介護員は保護者またはチーム関係者（ビブス着用）に限る。
- (10) ダッグアウト（ベンチ）の中で携帯マイクを使用してはならない。但し、メガホンは監督に限り使用を認める。
また、ダッグアウト内に椅子並びに机を持ち込むことを禁ずる。
- (11) 試合開始予定時刻前でも、前の試合が終了した後20分で次の試合を開始する。
- (12) 試合開始予定時刻になっても会場に到着しないチームは、原則として棄権とみなす。
- (13) 試合中止の場合は大会実行委員会より各チームに連絡する。雨天による判断に困難な場合は集合時間までに会場に集合し、大会実行委員会の決定に従うこと。

第12条（ユニフォーム）

ユニホームは次のとおりとする。

- (1) 同一チームの各選手、監督及びコーチは、同一・同形・同意匠のユニフォーム、帽子、ストッキング、アンダーシャツを着用しなければならない。
（スパイクシューズについてはその限りでない）
但し、代表・スコアラー・介護員の服装は、帽子に限り同色同型のものを着用、**スポーツが出来るものとしユニホーム、半ズボンの着用を禁止、靴は運動靴を着用する。**
また、守備時の投手を除く選手の手袋は使用を認める。
リストバンドの使用については投手以外は可能とする。
- (2) ユニフォームには必ず算用数字による背番号を付けることとする。
監督は30、コーチは29・28、主将は10、**選手は0～99とする。**
- (3) 背中に背番号以外のマーク（個人名を含む）を付けてはならない。

第13条（使用球及び使用用具）

公式大会での使用球及び使用用具は次のとおりとする。

- (1) ボール
ボールは連盟公認の軟式用J号を使用するものとし、試合球は大会本部で用意する。
- (2) バット
バットは木製の外、連盟公認のJSBBのマーク（少年軟式用）のあるバットを使用すること。但し、木製着色バットの派手なものの使用は禁止する。
- (3) スパイク
金属製のスパイクの使用を禁止する。
- (4) 捕手の用具
捕手（控え捕手を含む）は、連盟公認のマスク（SGマーク・スロートガード付き）・ヘルメット、レガース、プロテクター、ファールカップ（女子を除く）を着用しなければならない。
- (5) ヘルメット
打者・次打者・走者及びベースコーチは連盟公認の耳付きの同一ヘルメットを使用しなければならない。また、球審へのボール渡しをする選手も同様とする。

第14条（競技規則）

競技規則（ルール）は、本規程及び全日本軟式野球連盟が定めた「少年野球に関する事項」中の学童部の項（野球競技場については別紙参照）による他は、公認野球規則を適用する。但し、使用会場毎にグラウンドルールを取りきめることができる。

第15条（試合回数・試合時間）

試合回数・試合時間は次のとおりとする。

- (1) 正式の試合回数は6回（低学年大会は5回）とする。
- (2) 1試合の使用時間は1時間30分とし、試合開始後1時間30分を経過した後は、新しい回に入ることはできない。（低学年大会については1時間15分とする）
- (3) 試合開始後1時間30分を経過しない場合で、残り試合時間が少ない場合は、審判は予め両チームの監督にその時から入る回が最終回であることを宣告し、同回終了をもって試合を打ち切ることができる。
（低学年大会については1時間15分とする）
イ、決勝戦についても同様とする。
但し、試合経過の状況により、大会実行委員長が試合を打ち切ることができる。

第16条（延長戦）

延長戦については、決勝戦についても行わない。

（大会特別規則 6. 特別延長戦に関する事項 に準ずる。）

第17条（コールドゲーム）

コールドゲームは次のとおりとする。

（1）日没・降雨その他で打ち切りを命じられたコールドゲームは次のとおりとする。

イ、日没・降雨等による試合打ち切りの判断は、当該球場責任者・責任審判員が協議して行うものとする。

ロ、4回均等回終了後に試合の打ち切りを命じられた場合には正式試合となる。

（低学年大会は3回とする）

ハ、4回均等回終了前に試合の打ち切りを命じられた場合には原則として翌日第一試合に先立って継続試合とする。（低学年大会は3回とする）

ただし、次に該当する場合は正式試合とする。

1、4回の表を終わった際、又は4回裏の途中で打ち切りを命じられた試合で、後攻チームの得点が先攻チームの得点より多いとき。

（低学年大会は3回とする）

ニ、得点差によるコールドゲームで打ち切りを命じられた試合

（2）得点差によるコールドゲームは次のとおりとする。

3回終了時以降の得点差が10点以上及び4回終了時以降の得点差が7点以上の場合

（3）決勝戦におけるコールドゲームも同様とする。

第18条（審判員）

公式大会の審判員の割当は審判部長が決定する。但し、外野飛球確認についてはボールボーイを補助要員として配置する。ボールボーイならびに記録員については、当該試合のチームが各々2名ずつ担当するものとする。

第19条（抗議）

抗議に関する規程は次のとおりとする。

（1）審判員に対する抗議権は監督にのみ与えるものとする。

（2）抗議は、審判員の規則適用の誤りの場合にのみすることができる。

第20条（野次ほか）

野次ほかに関する規程は次のとおりとする。

（1）試合中における選手又は審判員に対する個人攻撃及び野次を厳禁する。

（2）前項に違反したときは審判員又は大会実行委員が注意を与える。

再度注意を与えても効かないときは当該チームの監督を退場させる。

第21条（規律違反の措置）

規律違反の処置は次のとおりとする。

（1）公式大会出場チーム又は選手が次の各号に該当するときは、当該チーム又は指導者に対し、大会実行委員の合議により相当の措置を行う。

イ、不正登録チームの場合

1、試合中に発見された場合は相手方に勝利を与える。

2、試合終了後に発見された場合は、次の相手方に勝利を与える。

3、決勝戦終了後（24時間以内）に発見された場合は準優勝チームを優勝とする。

ロ、軟式野球規則に対する違反

軟式野球規則に従い審判員の下した如何なる判定に対してもこれに服従しないもの。

ハ、大会秩序を乱し、その進行を妨げる行為

軟式野球の正しい発展を阻害するような言動を敢えて行い、大会の進行を妨げる行為をした者。但し、その行為をした者がそのチーム又は選手の関係者であつても、この規程は準用される。

ニ、その他本規程に違反した場合

（2）前項の規律違反を犯したチーム又は指導者に対する措置は次のいずれかとする。

イ、当該年度中の公式大会への出場停止

ロ、次回公式大会への出場停止

- ハ、一年間の出場停止
- 二、除名
- ホ、注意
- ヘ、その他

第22条（規格外事項）

この規程に特に定めのない事項については、全日本軟式野球連盟、千葉県少年野球連盟及び船橋市野球協会において決定された「少年野球に関する事項」の取り決め事項を準用するものとする。

1984年	4月 1日改正
1991年	6月16日改正
1995年	1月29日改訂
2005年	3月12日改訂
2007年	3月11日改訂
2010年	3月14日改訂
2013年	3月10日改訂
2016年	5月21日改訂
2017年	3月12日改訂
2019年	4月 1日改訂
2020年	4月 1日改訂
2022年	4月 1日改訂
2023年	4月 1日改訂
2023年	4月 1日改訂
2024年	4月 1日改訂
2025年	4月 1日改訂
2026年	4月 1日改訂